

「桃田賢斗選手」香川県後援会規約（抜粋）

（名称）

第1条 この会は、「桃田賢斗選手」香川県後援会（以下「後援会」という。）と称する。

（事務局）

第2条 後援会の事務局は、三豊市教育委員会スポーツ振興課内に置く。

（目的）

第3条 後援会は、日本バドミントン界のエースとして活躍する桃田賢斗選手のさらなる活躍を支援するとともに、香川県のスポーツ振興及び青少年の健全育成と地域の活性化に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 後援会は、前条の目的を達成するため、後援会運営及び後援会の目的達成のために必要な事業を行う。

（会員）

第5条 後援会の会員は、目的に賛同する個人、法人及び団体をもって構成する。

（役員）

第6条 後援会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 若干名
- （3） 常務理事 20名以内
- （4） 理事 30名以内
- （5） 監事 2名

2 後援会には、会長が指名する顧問を置くことができる。

（常務理事会）

第7条 常務理事会は、常務理事をもって組織する。

2 常務理事会の常務理事は、次に掲げる者とする。

- （1） 行政機関の代表者
- （2） スポーツ団体の代表者
- （3） その他後援会に関する団体の代表者

（役員職務）

第8条 会長は、後援会を総括し、常務理事会及び総会を招集することができる。この場合において、当該会議の議長となる。

2 副会長は、会長の職務の執行を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。

3 常務理事は、案件を審議する。

4 理事は、会員の連絡調整にあたる。

5 監事は、後援会の会計を監査する。

6 顧問は、会長の要請に応じて、常務理事会に出席し意見を述べるすることができる。

（会議）

第10条 会議は通常総会、臨時総会及び常務理事会とする。

2 通常総会は会長が招集する。

3 臨時総会は常務理事会が必要と認めたときに、会長が招集する。

4 常務理事会は必要に応じ随時開催することができる。

（入会金等）

第13条 後援会の経費は、入会金寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 入会金は別表のとおりとする。

3 既に納入した入会金は返還しない。

4 後援会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

別表

入会金

個人	（1口）	3,000円
法人・団体	（1口）	10,000円